

大垣市税条例施行規則の一部を改正する規則

大垣市税条例施行規則（昭和44年規則第18号）の一部を次のように改正する。

第4条の見出し中「徴収手続き」を「徴収手続」に改める。

第14条第1項中「国税犯則取締法（明治33年法律第67号）を準用する」を削り、「手続き」を「手続」に改める。

第15条第68号から第70号までを次のように改める。

(68) 削除

(69) 削除

(70) 削除

第6号様式から第7号様式までを次のように改める。

第6号様式(第15条関係)

相続人代表者指定・変更届
(市県民税・固定資産税・都市計画税・軽自動車税)

年 月 日

大垣市長 様

被相続人にかかる徴収金の賦課徴収(滞納処分を除く。)及び還付に関する書類を受領する代表者として、次のとおり指定(変更)しましたので、地方税法第9条の2第1項の規定により届け出ます。

内容	☐ 相続人代表者の指定 ☐ 相続人代表者の変更			
被相続人	氏名	死亡時の住所	死亡年月日	
			年 月 日	
届 出 者				
相続人代表者	ふりがな 氏名(名称)	被相続人 との続柄	住所	相続分
	印			
代表者以外の相続人	生年月日	電話番号		
	年 月 日			
代表者以外の相続人	氏名(名称) 印	被相続人 との続柄	住 所	相続分

法人の場合は、氏名欄に法人番号を併せて記載してください。

第6号様式の2(第15条関係)

相続人代表者指定・変更通知書
(市県民税・固定資産税・都市計画税・軽自動車税)

年 月 日

相続人

住所

氏名

様

大垣市長



被相続人にかかる徴収金の賦課徴収(滞納処分を除く。)及び還付に関する書類を受領する代表者として、次のとおり指定(変更)しましたので、地方税法第9条の2第2項の規定により通知します。

被相続人	死亡時の住所		
	氏名		
相続人代表者	住所		
	氏名(名称) 被相続人との続柄		
代表者以外の相続人	住所	氏名(名称)	被相続人との続柄
指定理由			

<不服の申立て等>

この通知書の記載事項について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

共有代表者指定・変更届
(固定資産税・都市計画税)

年 月 日

大垣市長 様

共有物件にかかる固定資産税・都市計画税の賦課徴収及び還付に関する書類を受領する代表者として、共有者全員の合意により、次のとおり指定(変更)しましたので届け出ます。

新共有代表者

住 所

ふりがな

氏名(名称) ㊞

生年月日 年 月 日

電話番号 () ー

内 容	□共有代表者の指定	□共有代表者の変更
旧共有 代表者	氏名(名称) ㊞	住所
		生年月日 年 月 日
その他の共有者	氏名(名称) ㊞	住所
		生年月日 年 月 日
	氏名(名称) ㊞	住所
		生年月日 年 月 日
	氏名(名称) ㊞	住所
		生年月日 年 月 日
	氏名(名称) ㊞	住所
		生年月日 年 月 日
	氏名(名称) ㊞	住所
		生年月日 年 月 日

第 3 6 号様式から第 3 7 号様式 (2) までを次のように改める。

納 税 管 理 人 に 関 す る 申 告 ・ 承 認 申 請 書
(市県民税・固定資産税・都市計画税)

年 月 日

大垣市長 様

納 税 義 務 者

住 所

ふりがな

氏名(名称)

印

生年月日

年 月 日

電話番号 ()

—

市県民税・固定資産税・都市計画税の納税管理人について、地方税法第300条及び第355条の規定に基づき、次のとおり申告(承認申請)します。

内容	☐ 納税管理人の設定 (①を記入) ☐ 納税管理人の変更 (①②を記入) ☐ 納税管理人の廃止 (②を記入)	
① 新納税管理人	上記納税義務者の納税管理人となることを承諾します。 (承諾日) 年 月 日	
	住所	
	氏名(名称) 印 電話番号 ()	生年月日 年 月 日
	納税義務者との関係 配偶者・子・その他 ()	
② 旧納税管理人	住所	
	氏名(名称) 印 電話番号 ()	生年月日 年 月 日
	納税義務者との関係 配偶者・子・その他 ()	

※納税管理人が市内にお住まいの方の場合、納税管理人の申告となります。

市外にお住まいの方の場合、納税管理人の承認申請となります。

第37号様式(1)(第15条関係)

市・県民税減免申請書

年 月 日

大垣市長 様

申請者（納税義務者）

住 所	
ふ り が な 氏 名	印
生 年 月 日	年 月 日
電 話 番 号	

年度の市・県民税の減免について、大垣市税条例第33条第2項の規定により次のとおり申請します。

徴収区分	年税額（期別／月別）	減免を求める額
普通徴収	円（第 期～第 期分）	円
給与特別徴収	円（ 月～ 月分）	円
年金特別徴収	円（ 月～ 月分）	円
合計	円（ — ）	円

減免理由

--

第37号様式(2)(第15条関係)

固定資産税・都市計画税減免申請書

年 月 日

大垣市長 様

申請者(納税義務者)

住 所												
ふりがな 氏名(名称)	㊟											
個人番号又は法人番号												
生年月日	年 月 日											
電話番号												

年度の固定資産税及び都市計画税の減免について、大垣市税条例第53条第2項の規定により次のとおり申請します。

減免理由							立証書類	
土 地	所在地	地番	地 目		地 積 (㎡)	評価額 (円)		
			台 帳	現 況				
家 屋	所在地	地番	種類	屋根構造		建築年	評価床面積 (㎡)	評価額 (円)
		家屋番号	構造	階(地上)	階(地下)			
	償却資産	所在地	種 類		数 量	決定価格(円)		

※申請理由が大垣市税条例第53条第1項第3号(災害、その他特別の事情あるもの)に該当する場合は、「減免理由」欄に被害状況を記入してください。

第 3 7 号様式(4)中「住所(所在地)」を「住所」に、「氏名(名称)」を「氏名」に、「使用用途・用途」を「使用目的」に、「減免事由」を「減免理由」に改める。

第 3 8 号様式(1)から第 3 8 号様式(3)までを次のように改める。

第37号様式(4)(第15条関係)

軽自動車税減免申請書(障がい者等用)

年 月 日

大垣市長 様

申請者(納税義務者)

住 所										
氏 名	印									
個人番号										
身体障害者との続柄	本人・その他 ()									
電話番号										

大垣市税条例第72条第2項の規定により、 年度の軽自動車税の減免を申請します。

車 種	☐ 軽四 貨物 ☐ 軽四 乗用 ☐ その他 ()	車 両 番 号	岐 阜		
	☐ 原付1種(50cc以下) ☐ 原付2種乙(90cc以下) ☐ 原付2種甲(125cc以下)		大垣市		
主たる定置場		☐ 納税義務者の住所と同じ ☐ その他 ()			
使用目的		☐ 生業 ☐ 通勤 ☐ 通院 ☐ 通学 ☐ その他 ()			
減 免 理 由	運 転 者	☐ 本人 ☐ 生計同一者	氏名		
	身体障害者等	氏 名			
		生年月日	年 月 日		
		障害名及び等級	級		

年 月 日

住所
氏名

様

大垣市長

印

市・県民税減免通知書

申請されました市・県民税の減免について、次のとおり決定しましたので通知します。

年 度		通知書番号	
納 税 義 務 者	住 所		
	氏 名		
減免理由			
減 免 前 の 税 額		減 免 額	減 免 後 の 税 額
円		円	円
備 考			

<不服の申立て等>

この通知書の記載事項について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

年 月 日

住所

氏名(名称)

様

大垣市長

回

固定資産税・都市計画税減免通知書

申請されました固定資産税・都市計画税の減免について、次のとおり決定しましたので通知します。

年 度			通知書番号	
納税義務者	住 所			
	氏 名 (名称)			
減 免 理 由				
減 免 前 の 税 額		減 免 額	減 免 後 の 税 額	
円		円	円	
備 考				

<不服の申立て等>

この通知書の記載事項について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があつた日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

年 月 日

住所
氏名(名称)

大垣市長 図

軽自動車税減免決定通知書

申請されました軽自動車税の減免について、次のとおり決定しましたので通知します。

年度		通知書番号	
納 税 義 務 者	住所		
	氏名 (名称)		
車両標識番号		種別区分	
年税額	減免前の税額	減免後の税額	減免理由
	円	円	
備考			

<不服の申立て等>

この通知書の記載事項について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

第43号様式を次のように改める。

年 月 日

様

大垣市長



管理番号

法人市民税 延滞金納付通知書

科目	法人市民税	年度	
申告区分		事業年度	
納付すべき税額	円	納期限	
納付済額	円	納付年月日	

未納延滞金	円	左記のとおり法人市民税延滞金が未納となっておりますので、年 月 日までに別紙の納付書を持参の上、下記の納付場所に納付してください。
-------	---	---

延滞金根拠
納期限（年 月 日）の翌日から納付年月日（年 月 日）までの日について、（未納額）×（各期間率）×（日数）により算出しております。 また、見込納付・分納等により納期限以降において一部未納となっている場合は、未納額部分に対してのみ延滞金の算出を行っております。

1 不服の申立て等

この通知書の記載事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

2 延滞金

(1)計算期間が平成25年12月31日までの場合

納期限の翌日から納付日までの日数に応じて年14.6%（納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間は年7.3%。ただし、前年の11月末日の日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率（以下「基準割引率」という。）に年4%を加算した割合が年7.3%に満たない場合には、その年内においては、当基準割引率に年4%を加算した割合とします。）を乗じて計算した額の延滞金を納めていただきます。

(2)計算期間が平成26年1月1日からの場合

納期限の翌日から納付日までの日数に応じて年14.6%（納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間は年7.3%）の割合（各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1%の割合を加算した割合をいう。）が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては年14.6%の割合にあつては、当該年における特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合とし、年7.3%の割合にあつては当該特例基準割合に年1%の割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合）とします。）を乗じて計算した額の延滞金を納めていただきます。

3 滞納処分

この延滞金の納付がない場合には、滞納処分を受けることがあります。

第46号様式から第47号様式(2)までを次のように改める。

年 月 日

様

大垣市長



管理番号

法人市民税 更正・決定通知書

地方税法第 条の規定により、次のとおり更正・決定したので通知します。

年 月 日から 年 月 日までの事業年度の	に係る分		
区 分	既課税額	更正・決定額	差引増減分
法 人 税 額	円	円	円
分 割 基 準 (自治体内／全従業員数)	/ 人	/ 人	
課 税 標 準 額	円	円	円
税 率	%	%	
税 額 控 除	円	円	円
法 人 税 割 額	円	円	円
均 等 割 額	円	円	円
この通知書により納付する税額又は還付(△印)する税額			円

更正・決定の事由	
----------	--

指 定 納 期 限	年 月 日
-----------	-------

この更正(決定)に基づく不足税額には地方税法第 条の規定により、延滞金が加算されます。

延滞金の納付書は本税の納付完了より約 1 か月後に発送いたします。

<不服の申立て等>

この通知書の記載事項について不服がある場合は、通知書を受け取った日の翌日から起算して 3 か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

なお、処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から 3 か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

第47号様式(1)(第15条関係)

未登記家屋の課税台帳登録申請書

年 月 日

大垣市長 様

所有者(納税義務者)

住 所
(代表)

氏 名(名称)
(ふりがな)

持分

印

生年月日 年 月 日

(共有)

印

生年月日 年 月 日

(共有)

印

生年月日 年 月 日

下記表示家屋は法務局に登録していませんが、私の所有につき納税義務者として申請します。

家 屋 表 示	所 在 地		大垣市 町 丁目 番地				建 築 年 月 日	摘 要
	種 類	構 造	床 面 積					
		造 葺 建	1 階			年 月 日		
			1 階 以 上					
		造 葺 建	合 計			年 月 日		
1 階								
	造 葺 建	1 階 以 上			年 月 日			
		合 計						
	造 葺 建	1 階			年 月 日			
		1 階 以 上						
		合 計						

第47号様式(2) (第15条関係)

未登記家屋の課税台帳登録名義人(納税義務者)変更届

年 月 日

大垣市長 様

(新)所有者(納税義務者)

氏 名(名称) 持分
(ふりがな)

市 町 生年月日 年 月 日

市 町 生年月日 年 月 日

(旧)所有者(納税義務者)

市 町 実印

市 町 実印

(相続の場合、実印は不要)

下記表示家屋の納税義務者名義を変更したいので、ここに連署をもって届けます。

家 屋 表 示	所在地		大垣市 町 丁目 番地					
	種類	構造	床 面 積	評 価 額	整 番			
		造 葺 建	1 階					
			1 階 以 上					
			合 計					
		造 葺 建	1 階					
			1 階 以 上					
			合 計					
		造 葺 建	1 階					
			1 階 以 上					
合 計								
名義変更の理由								

<添付資料>

- ・名義変更関係書類(売買・贈与証書等)の写し
- ・旧所有者の印鑑登録証明書

*相続の場合は下記のいずれか

- ・遺産分割協議書の写し
- ・戸籍(除籍)謄本

第47号様式(4)を次のように改める。

第47号様式(4) (第15条関係)

固定資産税耐震住宅改修減額申告書

年 月 日

大垣市長 様

納 税 義 務 者	住 所												
	(ふりがな) 氏名(名称)	印											
	個人番号又 は法人番号												
	生年月日	年 月 日											

次の住宅は、耐震改修により耐震基準に適合したので、減額対象となるため申告します。

家 屋 の 表 示	所 在 地	大垣市 町 丁目 番地										
	家屋番号	種 類	構 造	床 面 積 m ²			建 築 年 月 日					
			造 葺 建	1階			登 記 年 月 日					
				1階以外			年 月 日					
				合 計			年 月 日					
			造 葺 建	1階			年 月 日					
				1階以外			年 月 日					
				合 計			年 月 日					
			造 葺 建	1階			年 月 日					
				1階以外			年 月 日					
			合 計			年 月 日						
耐震改修が完了した日		年 月 日			耐震改修に要した費用		円					
耐震改修から 3ヶ月以内に 申告できな かった理由					認定長期の該当		有 ・ 無					

第47号様式(6)を次のように改める。

第47号様式(6)(第15条関係)

固定資産税 熱損失防止改修 減額申告書

年 月 日

大垣市長 様

納税義務者	住 所												
	(ふりがな) 氏名(名称)	印											
	個人番号又は法人番号												
	生 年 月 日	年 月 日											

次の住宅は、熱損失防止改修により基準に適合したので、減額対象となるため申告します。

家 屋 の 表 示	所 在 地												
	家屋番号	種 類	構 造	床 面 積 m ²			居住用床面積 m ²						
			造 葺 建	1階 1階以外			1階 1階以外						
				合 計			合 計						
	建築年月日	年 月 日		登 記 年 月 日		年 月 日							
	家屋番号	種 類	構 造	床 面 積 m ²			居住用床面積 m ²						
			造 葺 建	1階 1階以外			1階 1階以外						
				合 計			合 計						
	建築年月日	年 月 日		登 記 年 月 日		年 月 日							
	改 修 工 事 に 要 した 費 用	円			補 助 金 等			円					
熱 損 失 防 止 改 修 工 事 が 完 了 し た 日	年 月 日		認 定 長 期 の 該 当			有 ・ 無							
工 事 完 了 日 か ら 3 ヶ 月 以 内 に 申 告 で き な か っ た 理 由													

第47号様式(10)中「第8条の3第9項」を「第8条の3第11項」に改める。

第48号様式(1)中「記」を削り、「氏名又は名称」を「氏名(名称)」に、「第52条の2」を「第52条」に改める。

第48号様式(2)を次のように改める。

固定資産税耐震基準適合家屋改修減額申告書

年 月 日

大垣市長 様

納 税 義 務 者	住 所												
	(ふりがな) 氏名(名称)	印											
	個人番号又は法人番号												
	生 年 月 日	年 月 日											

次の固定資産について、地方税法附則第15条の10第1項に規定する耐震基準適合家屋に係る固定資産税の減額を受けたいので、大垣市税条例附則第8条の3第11項の規定に基づき申告します。

家 屋 の 表 示	所 在 地	大垣市 町 丁目 番地										
	家屋番号	種 類	構 造	床 面 積 m ²			建築年月日					
				1階			年 月 日					
			造 葺 建	1階以外			年 月 日					
				合 計			年 月 日					
			造 葺 建	1階			年 月 日					
				1階以外			年 月 日					
				合 計			年 月 日					
			造 葺 建	1階			年 月 日					
				1階以外			年 月 日					
			合 計			年 月 日						
耐 震 改 修 が 完 了 し た 日		年 月 日			耐 震 改 修 に 要 し た 費 用		円					
耐震改修から3ヶ月 以内に申告できな か っ た 理 由												

第48号様式(1) (第15条関係)

固定資産税不均一課税 申告書
変更申告書

年 月 日

大垣市長 様

(申告者)

住 所 _____

氏名 (名称) _____ 印

国際観光ホテル整備法による当該登録部分
都市再開発法による施設建築物 の固定資産税を不均一課税されるよう、大垣市税条例第52条の規定により関係書類を添えて申告します。

納 税 義 務 者 (所 有 者)	住 所	
	氏 名 (名 称)	
大垣市税条例第41条の2第1項の規定による場合 (登録ホテル又は登録旅館)	名 称	
	所 在 及 び 地 番	
	家屋番号・種類	
	構 造	
	床 面 積	総床面積 m ²
		登録部分の床面積 m ²
	登 録 年 月 日	年 月 日
大垣市税条例第41条の2第2項の規定による場合	添 付 書 類	1) 登録部分を示した家屋の平面図 2) 登録を証する書類
	家 屋 の 所 在	
	家 屋 番 号	
	種 類	
	構 造	
	床 面 積	m ²
	建 築 年 月 日	年 月 日
	登 記 年 月 日	年 月 日

第48号様式(2)(第15条関係)

第 号
年 月 日

固定資産税不均一課税承認通知書

住 所 _____
氏名(名称) _____ 様

大垣市長



年 月 日付けで固定資産税不均一課税の申告(変更申告)のあった家屋について、国際観光ホテル整備法
都市再開発法 による大垣市税条例第41条の2に該当するため、
次のとおり承認しましたので通知します。

1 固定資産税不均一課税の対象となる家屋は、 年 月 日付けによる申告(変更申告)書の記載のとおりとする。

2 固定資産税不均一課税となる期間は、 年度から 年間とする。

第 5 1 号様式から第 5 1 号様式の 3 までを次のように改める。

第 5 1 号様式 削除

第 5 1 号様式の 2 削除

第 5 1 号様式の 3 削除

第 5.2 号様式中「事業所名.....印」を「事業所名.....」に改める。

第 5.5 号様式を次のように改める。

第52号様式(第15条関係)

(年度分) 軽自動車税非課税調書(継続・新規)					
主たる定置場所		大垣市 町 丁目 番地			
所 有 者				使 用 者	
用 途					
原動機付 自 転 車	第 一 種		50cc	標 識 番 号	
	第 二 種		90cc	交 付 年 月 日	. .
			125cc		
軽自動車	二 輪	型 状	箱 型	車 名	
	三 輪		ト ラ ッ ク	形 式 ・ 年 式	型 年 式
	四 輪 貨 物		オ ー ト バ イ	原 動 機 の 型 式	
	四 輪 乗 用		ス ク ー タ ー	車 台 番 号	
	小 型 二 輪		側 車 付	総 排 気 量	
	農 耕 作 業 用		そ の 他	型 式 認 定 番 号	
大垣市長 様					
上記原動機付自転車・軽自動車は当()の所有であり、公共用に使用していることを証明します。					
年 月 日					
住 所 大垣市 町 丁目 番地					
事業所名 _____ 印					
代表者名 _____ 印					
非課税車の確認				非課税となる金額 円	

第55号様式(第15条関係)

原動機付自転車標識再交付申請書

年 月 日

大垣市長 様

申請者

住所

氏名(名称)



次のとおり標識の再交付を申請します。

今までつけていた標識	白	黄	桃	緑
	大垣市			

申請理由	紛失 ・ 破損 ・ 盗難 ・ その他
状況や理由を具体的に記入してください。	

車 名		型 式 ・ 年 式	
車 台 番 号		原 動 機 型 式	
総 排 気 量		型 式 認 定 番 号	

※故意又は過失による紛失又は破損の場合は、弁償金として300円が必要です。

再交付した標識	白	黄	桃	緑
	大垣市			
再交付した年月日	年 月 日			

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成30年1月1日から施行する。ただし、第14条第1項の改正規定は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則施行の際、現にある従前の各種様式は、当分の間所要の調整をして使用できるものとする。